

静岡県教育委員会告示第7号

静岡県高等学校等奨学給付金事務処理要綱（平成30年静岡県教育委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月5日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、静岡県が高等学校等に在学する高校生等の保護者等が負担する授業料以外の教育に必要な経費に対して給付する奨学のための給付金（以下「奨学給付金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(関係規程等)</p> <p>第2条 奨学給付金の取扱いについては、次に掲げる規程等の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）</u>の手引き（平成26年5月文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室）</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、静岡県が高等学校等<u>及び高等学校等専攻科</u>に在学する高校生等の保護者等が負担する授業料以外の教育に必要な経費に対して給付する奨学のための給付金（以下「奨学給付金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(関係規程等)</p> <p>第2条 奨学給付金の取扱いについては、次に掲げる規程等の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）</u>等の手引き（平成26年5月文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室）</p> <p>(4) <u>高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定）</u></p> <p>(5) <u>高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて（令和2年4月7日付け2文科初第56号通知）</u></p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

(1)・(2) (略)

(3) 高校生等 法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者及び高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文科科学大臣決定)の補助対象と認められる者(特別支援学校の高等部の生徒である者及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高高校生等を除く。)が措置されている者を除く。)

(4)・(5) (略)

(奨学給付金の対象者)

第4条 奨学給付金は、次の各号のすべてに該当する高校生等の保護者等に給付する。

(1) (略)

(2) 基準日(奨学給付金を受けようとする年度の7月1日をいう。以下同じ。)において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯に扶養されている者又は保護者等全

(1)・(2) (略)

(3) 高校生等 法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者並びに高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文科科学大臣決定) 及び高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)の補助対象と認められる者(特別支援学校の高等部の生徒である者及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高高校生等を除く。)が措置されている者を除く。)

(4)・(5) (略)

(6) 高等学校等専攻科 高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)の取扱いについて(令和2年4月1日付け元文科初第1861号)に規定する高等学校等専攻科

(7) 家計急変 自己の責めによらない会社等の倒産、失業等により、第4条第1項第2号に規定する所得水準まで収入が減少すること

—

(奨学給付金の対象者)

第4条 奨学給付金は、次の各号のすべてに該当する高校生等の保護者等に給付する。

(1) (略)

(2) 基準日(原則奨学給付金を受けようとする年度の7月1日をいう。ただし、7月以降に家計が急変した世帯に対して支援を実施する場合は、原則として申請のあった月の翌月(月の初日である場合は申請のあつ

員の当該年度の都道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である者

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

(奨学給付金の対象経費及び給付額)

第5条 奨学給付金の対象経費は授業料以外の教育に必要な経費とし、給付額については、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の手引きによるものとする。

(奨学給付金の給付回数)

第6条 奨学給付金の給付回数は、一人の高校生等につき、年1回、通算3回（定時制又は通信制の高等学校等に通う高校生等は4回）を上限とする。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者については、追加で2回まで給付することができる。

(奨学給付金の申請)

第7条 奨学給付金を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる者に必要な書類を提出するものとする。

た月）の1日をいう。以下同じ。）において生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯に扶養されている者又は保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である者。ただし、家計急変世帯に対して支援を実施する場合は、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である者に相当すると認められる者。

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

(奨学給付金の対象経費及び給付額)

第5条 奨学給付金の対象経費は授業料以外の教育に必要な経費とし、給付額については、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）等の手引きによるものとする。

(奨学給付金の給付回数)

第6条 奨学給付金の給付回数は、一人の高校生等につき、年1回、通算3回（定時制又は通信制の高等学校等に通う高校生等は4回、高等学校等専攻科に通う生徒は2回）を上限とする。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者については、追加で1回（定時制又は通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで）給付することができる。

(奨学給付金の申請)

第7条 奨学給付金を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる者に必要な書類を提出するものとする。

高校生等の区分	提出先	高校生等の区分	提出先
県内の県立の高等学校等に在学する高校生等	在学する高等学校等の校長	県内の県立の高等学校等又は <u>高等学校専攻科</u> に在学する高校生等	在学する高等学校等の校長
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の奨学給付金から適用する。